

市第55号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第115条の39第1項」を「第115条の45第1項」に改め、同条第6項中「第115条の39」を「第115条の45」に改める。

第4条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

第8条中「又は規則で定める場合」を削る。

別表第1中

「

| |
|--------------|
| 横浜市今宿地域ケアプラザ |
|--------------|

」を

「

| |
|---------------|
| 横浜市今宿地域ケアプラザ |
| 横浜市今宿西地域ケアプラザ |

」に、

「

| |
|---------------|
| 横浜市二ツ橋地域ケアプラザ |
|---------------|

」を

| |
|-----------------|
| 横浜市二ツ橋地域ケアプラザ |
| 横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ |

に改める。

別表第3中

「横浜市仏向地域ケアプラザ」を

「横浜市仏向地域ケアプラザ

横浜市今宿西地域ケアプラザ」に、

「横浜市名瀬地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ

横浜市中川地域ケアプラザ」を

「横浜市中川地域ケアプラザ

横浜市名瀬地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ」に改め、同表に次のように加える

。

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3の改正規定（横浜市今宿西地域ケアプラザ及び横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザに係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市今宿西地域ケアプラザ及び横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザを設置するとともに、地域ケアプラザに係る指定管理者の指定の手続を変更する等のため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正

したいので提案する。

参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（事業等）

第2条 プラザは、次の事業を行う。

（第1号から第7号まで省略）

- (8) 介護保険法第115条の45第1項
第115条の39第1項に規定する包括的支援事業そ
の他同項に基づき厚生労働省令で定める事業

（第9号及び第2項から第5項まで省略）

- 6 第1項第8号に掲げる事業を行うため、プラザに介護保険法第
115条の45
115条の39に規定する地域包括支援センターを置く。

（指定管理者の指定等）

第4条 （第1項省略）

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情が
あると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するも
のとする。

（第3項から第5項まで省略）

（利用料金の減免）

- 第8条 指定管理者は、必要があると認められる場合 又は規則で定
める場合 は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表第1（第1条第2項）

| 名 称 | 位 置 |
|------------------------|--------|
| (省 略) | |
| 横浜市今宿地域ケアプラザ | 横浜市旭区 |
| <u>横浜市今宿西地域ケアプラザ</u> | |
| (省 略) | |
| (省 略) | |
| (省 略) | 横浜市瀬谷区 |
| 横浜市二ツ橋地域ケアプラザ | |
| <u>横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ</u> | |

別表第3（第2条第3項及び第4項）

(省 略)

横浜市仏向地域ケアプラザ

横浜市今宿西地域ケアプラザ

(省 略)

横浜市中川地域ケアプラザ

横浜市名瀬地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ

横浜市中川地域ケアプラザ

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ